

## 市長意見の提出状況

(仮称) 銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
銚子市、旭市
  
- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
  - (1) 銚子市  
意見あり
  
  - (2) 旭市  
意見あり

銚 企 第 1 5 2 号

令和6年11月21日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

銚子市長 越 川 信 一  
( 公 印 省 略 )

(仮称) 銚子ウィンドファームリブレース事業に係る環境影響評価方法書に  
対する意見について (回答)

令和6年10月9日付け環第752号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当

銚子市企画課

洋上風力推進室 

TEL : 0479 (24) 8912

FAX : 0479 (25) 4044

E-mail : yojo@city.choshi.lg.jp

(仮称) 銚子ウィンドファームリブレース事業に係る環境影響評価方法書に  
対する意見について

対象事業実施区域には、周知の埋蔵包蔵地が所在していますので、文化財保護法第93条  
による届出を行ってください。

国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の指定地外の事業ですが、「屏風ヶ浦」の景観への  
影響が軽微となるよう配慮してください。

旭 環 第 5 2 3 号  
令和 6 年 1 0 年 1 6 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

旭市長 米 本 弥 一 郎  
( 公 印 省 略 )

(仮称) 銚子ウィンドファームリプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和 6 年 1 0 月 9 日付け環第 7 5 2 号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり環境の保全の見地から意見を述べます。

記

1 騒音及び超低周波音について

騒音及び超低周波音の影響については影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。騒音及び超低周波音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

2 動物（空域を飛翔する動物）について

鳥類等の状況を十分に把握し、環境保全に努めること。

3 景観について

風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。

4 全体として

近隣の住民に対する超低周波音及び電波障害等の影響予測を十分に行い、良好な住環境を保持すること。

【担当】

環境課 環境政策班

TEL : 0479-62-5328

FAX : 0479-62-4200

E-mail : kankyoseisaku@city.asahi.lg.jp